



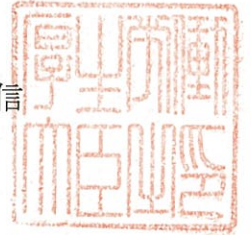
厚生労働省発基安0309第2号

平成30年3月9日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「機械等検定規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

機械等検定規則の一部を改正する省令案要綱

第一 機械等検定規則の一部改正

一 防じんマスクに係る型式検定合格標章を付さなければならない箇所を定める規定に吸気補助具付き防じんマスクに係る事項を追加すること。

二 吸気補助具付き防じんマスクの型式検定を受けようとする者が有する設備に騒音試験設備を加えること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成三十年五月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。